

令和7年度

恵庭市地域密着型サービス事業者募集要項

【小規模多機能型居宅介護】

(第9期介護保険事業計画分)

— 令和7年8月 —

恵 庭 市  
保健福祉部 介護福祉課

## 1. 目的

高齢者が中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域や家庭で生活を続けていくためには、地域の介護ニーズを分析し、それに合わせて介護サービスの提供が重要です。第9期事業計画では、令和22年（2040年）を見込んだ中長期的な視点にたって、今後も介護ニーズが増加傾向であるとの推計を基に、計画的にサービス提供体制の整備を推進します。

～「第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」より抜粋～

本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第9期計画期間中に下記の基盤整備を行います。

### ◎基盤整備計画

基盤	整備数
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	2カ所 (定員18人×2)
小規模多機能型居宅介護	1カ所 (登録定員29人)
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	1カ所 (定員100人)

### 2. 今回募集する地域密着型サービス事業の内容

サービスの種類	整備数	募集圏域	供用開始
小規模多機能型居宅介護	1カ所 (登録定員29人)	市内全域	令和8年度中に整備を行い、 令和9年度から供用開始

### 3. 施設整備に関する補助金等について

当該整備については、介護サービス提供基盤等整備事業費として、交付金支援の対象となる場合があります。ただし、当該交付金は、北海道が審査・決定するため、資金計画に含めることは可能ですが、交付が確定しているものではありませんので予めご了承ください。

なお、交付金を活用した事業所整備は、北海道の交付内示（指令前着手届の提出）を経てからの工事着工となります、交付内示時期は未定です。

また、工事業者の選定や契約等については、一般競争入札に付すなど、市が行う手続に準拠することが条件となります。

※当該交付金は、上記のとおり、北海道の交付金を活用し、恵庭市が「介護サービス提供基盤等整備事業」を行う事業者に対して補助金を交付する（間接補助）ものであり、単年度ごとの予算措置により交付されるものです。したがって、工事着手～完了～実績報告～補助金請求～補助金受領など、全ての事務が令和8年度内に完了している必要があります。余裕を持ったスケジュール管理をお願いします。

※交付金を希望しない場合には、選定後であれば工事着工の時期に制限はありません。

### 【令和7年度の交付金メニューの一部】

●施設整備分 ・・・ 39,600千円×施設数 = 39,600千円

●開設準備分 ・・・ 989千円×宿泊定員数(9人) = 8,901千円

※北海道の交付金であるため、令和8年度は交付基準額が変更となる場合があります。

## 4. 応募の資格要件

応募に対する資格要件は、次のとおりです。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 応募事業者（運営法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の第4項及び同法第115条の12の第2項に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、恵庭市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による、指定の取消を受けたことがないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (10) 土地及び建物の所有権または賃借権等を有しているか、確実に使用できる見込みであるか。  
※関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、上記のとおり、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。
- (11) その他応募必要書類の内容を満たすこと。

## 5. 事業用地

- (1) 自己所有地・借地を問わない。

借地も可能とするが、その場合は、事業の存続に必要な相当長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

- (2) 建設用地を今後売買により取得する（借地を含む）場合、応募の段階では契約を有していないても、売買（借地）が確実であることが証明できればよい。
- (3) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。  
または、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを確認した上で用地を選定すること。
- (5) 事業用地は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域での立地とすること。

## 6. 建物

- (1) 建築費・改修費の補助を受ける場合は、建物を自己所有すること。  
募集の内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。
- (2) 建築基準法、消防法、その他の各種法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認すること。  
※ただし、実際の建築に当たっては、その可否について、都市計画法、建築基準法等における具体計画に基づく判断が必要となります。また、市街化調整区域には原則新築ができません。
- (3) 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- (4) 周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- (5) 建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分に留意すること。
- (6) 今般の感染症に対応するゾーニングを意識した計画とすること。

## 7. 応募手続き

応募事業者は原則、(1) 公募説明会へご参加いただき、(2)～(3) の手続を踏み、(4) の応募受付期限までに応募申請書及び添付資料をご提出ください。

### (1) 公募説明会（応募予定者は原則参加してください）

- 日 時：令和7年8月19日（火）15時30分～（受付15時15分～）
- 会 場：恵庭市民会館 2階 中会議室（恵庭市新町10番地（市役所隣））
- 申込方法：開催日前日までに【法人名／担当者名／参加人数／連絡先電話番号】を記載し、メールあるいはFAXにて介護福祉課指導担当までお申込み願います。

※申込書はございませんので、任意様式でご提出ください。

※参加人数は、各事業所原則2名までお願いします。

メールアドレス：[kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp)

FAX番号：0123-39-2715

- 資 料：当日配布する資料は公募説明会資料のみとなります。

募集要項や様式等につきましてはホームページへ掲載しておりますので、配布を省略させていただきます。

### (2) 応募意思表明書

- ・応募意思表明書（別紙様式）を下記により提出してください。
  - 提出期間：令和7年8月19日（火）～9月5日（金）
  - 時 間：9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
  - 提出方法：持参または郵送
- ※期限までに応募意思表明書の提出がない場合は、その後の応募書類を受付できませんのでご留意ください。
- 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。
  - 応募意思表明書の取り下げについては、特段様式はないため、電話にてご連絡願います。

### (3) 事前協議

- ・応募意思表明書をご提出いただいた後、応募に係る事前協議をさせていただきます。
  - ・事前協議では、整備予定地の立地及び周辺環境、建設に伴う関係部局等との調整状況、資金の状況、施設内レイアウト（平面図の内容）地域住民説明会の開催範囲や開催状況などをヒアリングさせていただきます。
- 事前協議の実施期間：令和7年9月16日（火）～9月30日（火）
- ※事前協議は必須です。
- ※事前協議の日程調整は応募意思表明書を受付した後に、当方からご連絡させていただきます。

### (4) 応募受付

- 期 間：令和7年9月22日（月）～10月10日（金）
  - 時 間：9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
  - 場 所：恵庭市役所 介護福祉課 指導担当（市役所1階15番窓口）
  - 提出方法：持参のみ
  - 予 約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。
- ※事前協議を踏まえていない場合は、応募受付いたしませんのでご留意ください。
- ※書類が揃っていない状態では受付致しませんので、余裕をもってご提出願います。
- 応募を辞退する場合は、下記のとおり取り扱います。
- 【①公募期間中に応募を辞退する場合】
- ・応募申請取り下げ届出書（様式10）を提出してください。
- 【②公募期間終了後に応募を辞退する場合】
- ・応募辞退届出書（様式11）を提出してください。

### (5) 手順スケジュール

応募意思表明書	8/19 ←→ 9/5
事前協議	9/16 ←→ 9/30
応募受付	9/22 ←→ 10/10

### (6) 提出部数

- ・正本1部、副本9部（コピー可）計10部
- ※副本9部においては、外部委員へ送付するため、応募事業者が特定できる法人名や法人住所、法人代表者など応募事業者が特定されるものについては、見えないようマスキングしてください。

(7) 応募申請書及び提出書類

No.1 ~ No.25 の書類を提出してください。

■ 応募申請書／提出書類一覧

No.	項目	様式	備考
1	応募申請書	1	事業所名は「(仮称)〇〇」とすること。
2	地域密着型サービス事業計画書	2	
3	事業の概要調書	3	
4	従事職員配置表	4	
5	事業者概要調書	5	
6	代表者経歴書	6	
7	管理者（予定者）経歴書	7	
8	質問表	8	
9	誓約書（1） 誓約書（2）	9-1 9-2	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨 令和7年度 恵庭市地域密着型サービス事業者応募に係る誓約書
10	応募申請取り下げ届出書	10	※公募期間中に応募を辞退する場合提出
11	応募辞退届出書	11	※公募期間終了後に応募を辞退する場合提出

■ スケジュール

12	開設までのスケジュール	任意	できるだけ詳細に作成
----	-------------	----	------------

■ 法人関係

13	法人定款	—	
14	法人登記簿謄本	—	原本（応募の3ヵ月以内に発行されたもの） (副本はコピー可能)
15	法人の沿革	任意	
16	印鑑証明	—	原本（副本はコピー可能）
17	収支決算書	—	直近3ヵ年 ・貸借対照表 ・損益計算書
18	資金調達計画関係	—	①自己資金の場合は預金残高証明書 (申請日の1ヵ月以内) ②借入の場合は融資証明書、借入金返済計画書等（元金、利率、返済期間、金融機関名を記載すること）
19	就業規則	—	
20	給与規程	—	

### ■ 事業所関係

21	運営規程	一	事業所名「(仮称) ○○」で作成
22	計画図面	A3 版	A3 版で作成し、A4 版に折り込んでください。 土地・建物の詳細がわかる市内位置図、平面図、立面図等

### ■ 地域関係

23	地域住民説明状況調書	任意	事前に地域住民への説明を行った状況について記載してください。 ※ただし、集会での説明会だけでなく、事前に地区会長等へ趣旨説明の上、資料配布による説明実施も可能とします。
24	協力病院・協力歯科医療機関 内諾書	任意	

### ■ プrezentation及びヒアリング審査関係

25	プレゼンテーション資料	任意	A4 サイズ 1~3 枚程度で、上記資料のほかに用意があれば添付してください。
----	-------------	----	---

※ 質問は、質問表（様式 8）により提出してください。

※ 上記提出書類のほかにも、必要に応じ書類の追加を求める場合があります。

## 8. 地域密着型サービス事業者の選定方法

- (1) 事業者の選定は、恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会が行います。
- (2) 審査は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション、ヒアリング審査により総合的に評価し審査します。
- (3) 選定基準は、恵庭市地域密着型サービス事業者選定基準を設けて行います。
- (4) 選定委員会の選定結果について、恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会（地域密着型サービス運営委員会）において審議した上で、市長が決定します。
- (5) 選定結果について、全応募者に対し速やかに文書で通知するとともに市ホームページ等で公表します。
- (6) 応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合には、追加募集を行う場合があります。
- (7) 選定後の権利譲渡は認めません。

## 9. 事業者指定について

- (1) 事業者は、選定後に指定申請をしていただきますが、具体的な手続きについては、選定後にお知らせします。
- (2) 指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 指定申請内容が応募内容（事業計画書等）と著しく条件が異なる場合や指定基準を満たしていない場合、又は、虚偽の申請がなされた場合には指定申請を却下する場合があります。

(4) 指定後にあっても、選定又は指定を行うに当たり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取り消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

## 10. その他

- 募集要項及び関係記載様式については、市のホームページに掲載しています。
- 応募様式の文字フォント、サイズに指定はございませんが、極端に小さいなど見えづらくならないように作成してください。
- プレゼンテーション及びヒアリング審査は、公募申込みをしたすべての事業者を対象とします。プレゼンテーション日時等については、後日応募事業者へ別途お知らせします。
- 事業計画や事業概要、その他添付書類に未定、未整備の項目がある場合には、その旨を記載の上、添付しなくても構いません。ただし、より具体的な記述のある方を評価しますのでご承知ください。

## 11. スケジュールについて

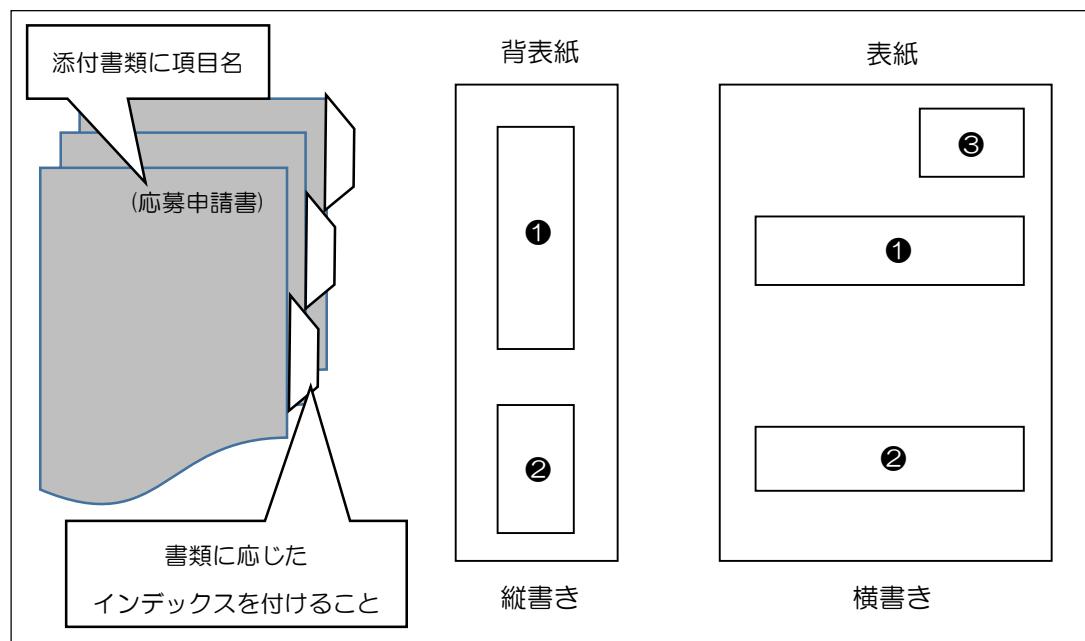
日 程	内 容	備 考
8月 1日（金）	公募スケジュール・募集要項等の公表 質問の受付開始	
8月19日（火）	事業者公募説明会 (※応募予定者は原則参加)	市民会館 中会議室 15時30分～
8月19日（火） ～9月 5日（金）	応募意思表明書の受付期間	
9月 5日（金）	質問の受付終了	
9月12日（金）	質問・回答内容を恵庭市HPに掲載	
9月下旬	第1回 選定委員会	選定委員へ本公募の説明
9月16日（火） ～9月30日（火）	事前協議の実施期間	
9月22日（月） ～10月10日（金）	応募の受付期間	
10月下旬	第2回 選定委員会	事業所によるプレゼンテーション及びヒアリング審査
11月中旬	第3回 選定委員会	事業者選定
11月中	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護 保険専門部会での審議	
12月中	審査結果の通知と公表	選定結果等をホームページで公開
令和8年度中	施設整備、指定申請等	
令和9年4月	サービス開始	

## 応募にあたっての留意事項

- (1) 介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 新たに事業所を開設する場合は、応募申込の事前に地元への説明を行い、その結果（予定）について記載してください。なお、説明にあたっては「恵庭市に応募し、事業として指定されることが条件である」旨を資料に記載するなど、十分注意を図るものとします。
- (3) 応募いただいた関係書類は返却せず、応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 提出された書類は、地域密着型サービス事業者の選定以外の目的には使用しません。ただし、恵庭市情報公開条例第10条の定めにより情報開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象とします。
- (6) 質問は、事業計画が指定基準を満たしているかについては回答しかねますので、各自で基準等をご確認ください。また応募者から委託を受けた建設会社やコンサルタント会社等からの質問は受け付けませんので、応募者から質問表を提出してください。

### 【提出書類の体裁】

- (1) フラットファイルに書類を綴じて提出してください。
- (2) 1ページ目に全体の目次を付けてください。2ページ目に「応募申請書」、3ページ目に、「地域密着型サービス事業計画書」と続くようにお願いします。
- (3) 項目ごとに仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- (4) 用紙は原則としてA4版で作成してください。※図面は折りたたむなどしてA4版に統一。



フラットファイルに、次のとおり見出しをつけてください。

- ① 令和7年度 小規模多機能型居宅介護事業 応募申請書
- ② 事業者名 （※事業者名は、正本のみ付してください。）
- ③ 正本又は副本

以上

【お問合せ先】

〒061-1498

北海道恵庭市京町1番地

恵庭市役所介護福祉課指導担当

TEL0123-33-3131(内線 1225・1226)